

平成 28 年 5 月 26 日

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加資格者 の皆様

高知市 総務部 契約課

現場代理人の兼務の取扱いについて（通知）

同一の現場代理人が複数の現場を兼務することができる場合を、下記のとおりとしましたのでお知らせします。なお、兼務配置しようとする場合は、別紙様式により申請を行い、承認を受ける必要があります。

記

- (1) 請負対象金額 3,500 万円（税込）未満の災害復旧工事（緊急発注工事を含む。）を複数受注した場合の兼務
- (2) 施工中の工事と直接関連する別の工事を随意契約で受注した場合の兼務
- (3) 施工中の工事に隣接し、かつ関連する別の工事を受注した場合の兼務
- (4) 橋梁，ポンプ，ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間で、同一工場内における別の工事との兼務
- (5) 次の常駐を要しない期間における兼務
 - ① 施工のために工場製作又は外注資材の発注が必要な工事で、測量等が完了した後、工場製作品又は外注資材品を待って工事現場が稼動する場合の測量等の完了後、現場着工までの期間
 - ② 施工のために工場製作又は外注資材の発注が必要な工事で、測量等は要せず、工場製作品又は外注資材品を待って工事現場が稼動する場合の現場着工までの期間
 - ③ 契約担当機関により工事の一時中止（部分中止は除く。）が行われ、工事再開まで工事現場の稼動がない場合の一時中止期間（現場管理のため、契約担当機関が工事現場への常駐を特に指示した場合を除く。）

注意 ・ (1)，(2)，(3)については、高知市発注工事に限ります。
・ 建設業法上、配置技術者の専任（他の工事に係る職務の兼務を認めないことをいう。）が必要な請負金額 3,500 万円以上（建築一式工事は 7,000 万円以上）の建設工事において、配置技術者が現場代理人を兼務する場合は、

配置技術者の専任制の制約上，次のいずれかの期間（専任が必要な配置技術者の専任を要しない期間の特例）を除き他の工事の現場代理人となることはできません。

ア 橋梁，ポンプ，ゲート等の工場製作を含む工事であって，同一工場内で工場製作のみが行われている期間

イ 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により，工事が全面的に一時中止している期間

高知市長

様

申請者 所在地
 (請負者) 商号又は名称
 代表者

印

現場代理人兼務申請書

高知市発注の下記工事に係る現場代理人を兼務配置したいので申請します。

記

1 兼務配置させる現場代理人

氏 名	
-----	--

2 現場代理人を兼務配置させる予定の工事

工 事 名			
工 事 場 所			
契約(予定)金額		技術者との兼務	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
発注課(機関)名			
契約(予定)工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		

3 現場代理人が兼務配置となる工事

工 事 名			
工 事 場 所			
契約(予定)金額		技術者との兼務	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
発注課(機関)名			
契 約 工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		

※ 災害復旧工事等で2件を超えて兼務となる場合は、「別紙工事一覧のとおり」とすること。

4 理 由

- (1) 請負対象金額 3,500 万円(税込)未満の災害復旧工事 (緊急発注工事を含む。)の兼務
 (2) 施工中の工事と直接関連する別の工事を随意契約で受注した場合の兼務
 (3) 施工中の工事に隣接し、かつ関連する別の工事を受注した場合の兼務
 (4) 工場製作のみが行われている期間で、同一工場内における別の工事との兼務
 (5) 常駐を要しない期間における兼務

常駐を要しない工事名	
常駐を要しない期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
常駐を要しない理由	

申請書記載にあたっての注意点

- ① (4)又は(5)の理由で現場代理人を兼務配置させる場合で、3に記載する兼務配置となる工事が高知市発注工事以外の場合は、兼務を認める書類の写しを添付する必要があります。別の発注機関の承認がなければ、兼務の承認ができません。
- ② 現在契約している高知市発注工事の現場代理人を、(4)又は(5)の理由で高知市発注以外の工事で兼務配置させようとする場合は、2に兼務配置させる予定の高知市発注以外の工事を、3に兼務配置となる現在契約している高知市発注工事を記載して下さい。
- ③ 橋梁やポンプ等の工場製作を含む工事であって、同一工場内で工場製作のみが行われている期間や自然災害等により工事が全面的に一時中止している期間については、請負金額 3,500 万円以上（建築一式工事は 7,000 万円以上）の建設工事についても、専任が必要な配置技術者の専任を要しない期間の特例として、他の工事の現場代理人となることができますが、契約担当機関と工事請負者の間で、専任を要しない期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっている必要があります。
- ④ 要件に該当しても、兼務を承認することができない場合がありますので、兼務配置を予定している場合は、入札（見積り）前に契約担当機関に確認してください。